

**「債券等の着地取引の取扱いに関する規則」第7条第2号に規定する
「本協会が別に定める債券」について**

2024年4月1日制定
日本証券業協会

「債券等の着地取引の取扱いに関する規則」第7条第2号に規定する「本協会が別に定める債券」は、以下の債券をいう。

記

- ・ 米国財務省証券

以上